

佐賀市上下水道ビジョン

暮らしを支える安全安心な上下水道



令和7年3月



佐賀市上下水道局

はじめに

佐賀市上下水道局では、平成27年3月に策定した『佐賀市上下水道ビジョン』と、それを実現させるためのより具体的・実践的な経営手段を示した『佐賀市上下水道局経営戦略』（平成29年3月策定）に基づき、コストの縮減を図りながら事業に取り組んでまいりました。

この間、国では、令和元年10月に改正水道法が施行され、適正な資産管理の推進など、水道事業の基盤強化を図るための策を講じることが義務付けられました。また令和5年3月に「新下水道ビジョン加速戦略」の中で、アセットマネジメント・下水道DXの推進や官民連携推進等、今後の下水道政策の方向性が示されました。加えて令和6年4月からは、水道行政が厚生労働省から国土交通省および環境省に移管され、国の上下水道行政の一元化が図られました。

これからの本市上下水道事業は、少子高齢化に伴う人口減少、節水社会の進展などの社会的要因により水需要が減少する一方、老朽化していく施設や管路の改築、大雨・地震などの災害に備えた強靱な施設構築のための費用増加が見込まれるなど、経営状況はこれまで以上に厳しくなると予想されます。

今回策定した「佐賀市上下水道ビジョン」は、このように刻々と変化する情勢を踏まえつつ、現状と課題を認識し、目指すべき将来像や重点的に行う施策を定めたものです。

本ビジョンの下、今後さらに市民の皆様に信頼と安心を与えられる上下水道事業を目指してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月



佐賀市上下水道事業管理者
姉川 久

目次

第1章 佐賀市上下水道ビジョンの策定にあたり	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
(1) 上下水道局「経営戦略」の基本的な考え方	2
(2) 経営戦略の見直しについて	3
3. 計画の期間	3
第2章 上下水道事業の概要	4
1. 水道事業	4
(1) 水道事業のあゆみ	4
(2) 事業の現況	4
(3) 給水区域	5
(4) 施設の概況	6
2. 下水道事業	7
(1) 下水道事業のあゆみ	7
(2) 事業の現況	7
(3) 汚水処理区域	7
(4) 施設の概況	8
(5) 雨水事業	9
3. 工業用水道事業	10
(1) 工業用水道事業のあゆみ	10
(2) 事業の現況	11
(3) 給水区域と施設の概況	11
第3章 現状と課題	12
1. 人口と水需要	12
(1) 人口の動向	12
(2) 水需要の動向	12
2. 普及状況	14
(1) 水道事業	14
(2) 下水道事業	14
(3) 雨水事業	14
3. 施設の老朽化	15
(1) 水道施設・管路	15

(2) 下水道施設・管路	16
(3) 工業用水道施設・管路	17
4. 水の安全	17
5. 危機管理	19
(1) 水道事業	20
(2) 下水道事業	22
(3) 工業用水道事業	22
6. 環境への配慮	22
7. お客様サービス	23
(1) お客様サービス	23
(2) 広報活動、広聴活動	23
8. 財政状況と経営分析	25
(1) 財政状況	25
(2) 料金体系	28
(3) 組織	29
(4) 経営比較分析表を活用した現状分析	31
(5) ABC分析による検証	46

第4章 目指す将来像

1. 将来像と基本方針	48
2. 上下水道ビジョン体系図	49

第5章 上下水道ビジョン実現に向けた取組

1. 安全（方針）	53
(1) 安全な水道水の供給	53
(2) 安全で快適な下水道（基本施策）	56
2. 強靱（方針）	59
(1) 施設の強靱化（基本施策）	59
(2) 危機管理体制（基本施策）	60
3. 循環（方針）	63
(1) 資源の有効活用（基本施策）	63
(2) 環境負荷の低減（基本施策）	64
4. 持続（方針）	66
(1) お客様満足度の向上（基本施策）	66
(2) 経営基盤の強化（基本施策）	67

(3) 資産管理（基本施策）	70
(4) D Xの推進（基本施策）	72
5. 成果指標	75

第6章 財政収支の見通し	77
1. 水道事業の見通し	77
(1) 投資・財政計画（収支計画）	77
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	82
(3) 経営戦略における財政状況の見込み（～56年度までの50年間）	85
(4) 財政運営の方向	86
2. 下水道事業の見通し	87
(1) 投資・財政計画（収支計画）	87
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	112
(3) 経営戦略における財政状況の見込み（～56年度までの50年間）	117
(4) 財政運営の方向	117
3. 工業用水道事業の見通し	119
(1) 投資・財政計画（収支計画）	119
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	123
(3) 経営戦略における財政状況の見込み（～56年度までの50年間）	125
(4) 財政運営の方向	126

第7章 フォローアップ（進捗管理）	127
(1) 進捗管理	127
(2) 定期的な見直し	127

用語集	128
------------	-----

第1章 佐賀市上下水道ビジョンの策定にあたり

1. 策定の趣旨

本市では、これまで上下水道事業の目指すべき姿と、それを実現するための方向性を示した「佐賀市上下水道ビジョン」や「佐賀市上下水道局経営戦略」を策定し、計画的に施策を推進してきました。

本市の上下水道事業の経営環境は、今後、人口減少などによる水需要の減少により事業の根幹を成す料金収入が減少する一方、保有している莫大な資産は老朽化が進み、更新費用が増加していきます。

また、全国各地で大規模災害が発生しており、令和6年能登半島地震では上下水道施設が大きな被害を受け、長期間にわたる断水やトイレが使えない生活を余儀なくされました。本市でも令和2年7月、令和5年7月の集中豪雨により土砂災害や浸水被害が発生するなど、災害への備えはさらに重要になっています。

限られた財源の中で、施設の改築や災害時の対応、お客様ニーズに応じた良質なサービスの継続など、上下水道事業を取り巻く課題は山積しており、より一層の経営効率化・安定化が求められています。

こうした状況の変化を的確にとらえ、将来にわたり本市の上水道、下水道及び工業用水道の各事業を次世代へつないでいくためには、長期的視点に立ち、収支のバランスを取りながら施策を確実に進めていくことが必要です。

このため50年先の将来を見据えた上で、令和7年度から8年間を対象期間とする「佐賀市上下水道ビジョン」を策定し、今後の事業計画の指針とします。

なお、社会・経済情勢の著しい変化があった場合は、その都度見直しを図ることとします。

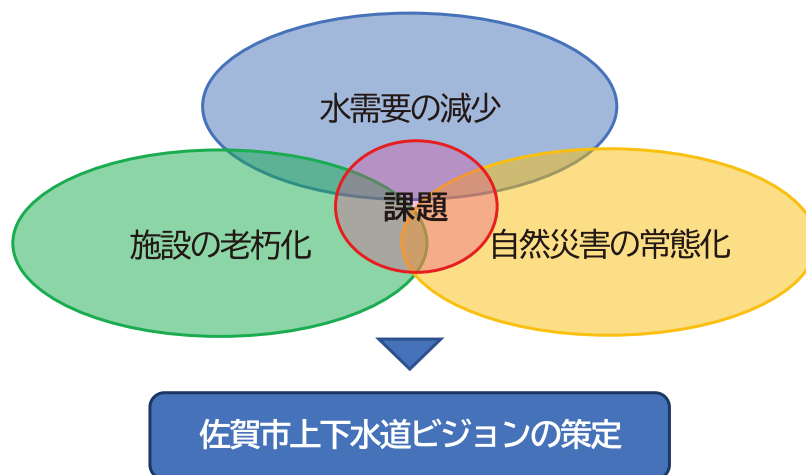


図1 ビジョン策定の趣旨

2. 計画の位置付け

佐賀市上下水道ビジョンは、本市の施策を展開する際の基本方針を示した「行政経営の指針」である「第3次佐賀市総合計画」を上位計画として、国土交通省の「新水道ビジョン」、「新下水道ビジョン」、県が策定する「佐賀県水道ビジョン」などの趣旨も踏まえたもので、「経営戦略」としても位置付けます。

また、経営戦略とは将来にわたって安定的に事業を継続していくための「中長期的な経営の基本計画」と定義され、投資計画と財政計画の2つの柱となる計画によって構成されています。

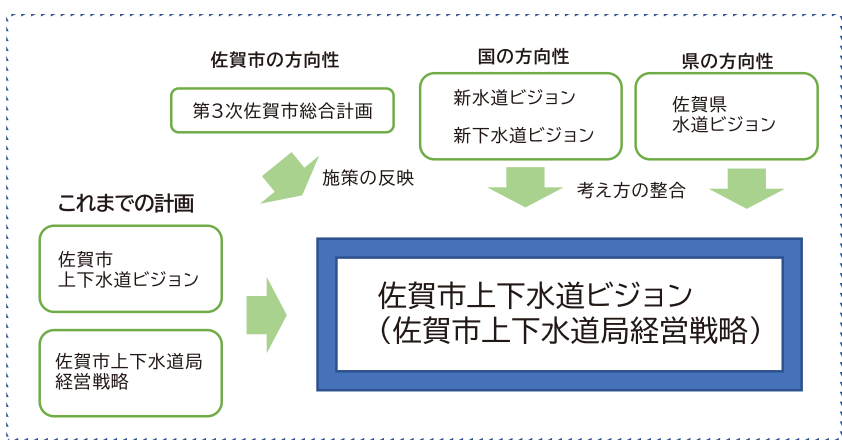


図2 計画の位置付け

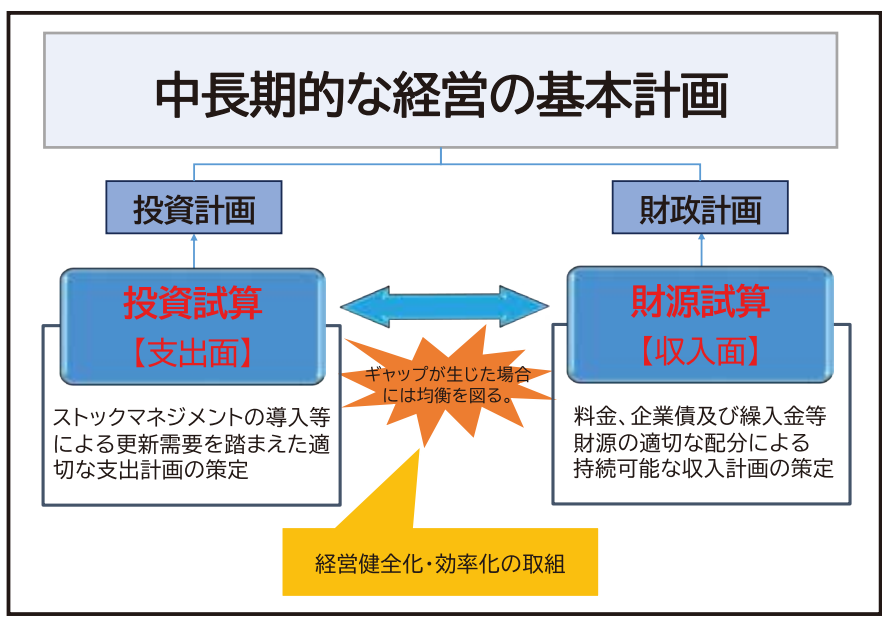


図3 経営戦略のイメージ

投資計画とは、建設改良事業が中心となりますが、将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」に裏付けられたもので、ストックマネジメント等による更新需要を踏まえた適切な支出計画のことをいいます。

一方、財政計画とは、投資試算等の支出を賄うための料金、企業債及び繰入金等の財源についての見通しを試算した「財源試算」に裏付けられたもので、これらの財源の適切な分配による持続可能な収入計画のことをいいます。

投資試算と財源試算を行い、収支ギャップが生じた場合には、経営健全化・効率化等の取組により収支ギャップの解消を行い、その均衡を図ることが必要となります。

(1) 上下水道局「経営戦略」の基本的な考え方

1) 計画期間

本経営戦略の位置付けは、上下水道ビジョンを実行するための経営手段であるため、その計画期間は、上下水道ビジョンに合わせて令和14年度までの8年間としています。

ただし、将来的に想定される厳しい経営環境を見据える必要があるため、投資試算は、1回以上の施設の更新サイクルを踏まえて100年間を見込んでいます。また、財源試算は、事業の主たる財源である料金収入を見込むための基礎となる給水人口及び汚水処理人口について、佐賀市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和5年3月）をもとに50年間で見込んでいます。つまり、50年～100年先を見据えた上での計画期間8年間です。

2) 公開

上下水道事業は、市民の生活に密着したサービスを提供し、その対価としての料金による収入をもって経営を行う独立採算制を基本としていることから、市民・議会に対して、本経営戦略の意義・内容等を「公開」していくものです。

3) 適切な事後検証・見直し

経営戦略は、策定したことをもって終わりというものではなく、毎年度、進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを行い、PDCAサイクルを働かせます。

(2) 経営戦略の見直しについて

今回の経営戦略は、前回経営戦略策定後に改定した第2期ストックマネジメント計画や、最新の人口予測、水需要予測、物価の高騰等を反映し、新たな経営戦略に見直したものです。

3. 計画の期間

上下水道ビジョンは、計画の基準年次を令和5（2023）年度とし、上位計画の第3次佐賀市総合計画（前期基本計画）に合わせ、初年度を令和7（2025）年度、目標年度を令和14（2032）年度とする8年間の計画です。この実現に向け、4年間の実施計画である前期経営計画を策定し、着実に推進していきます。

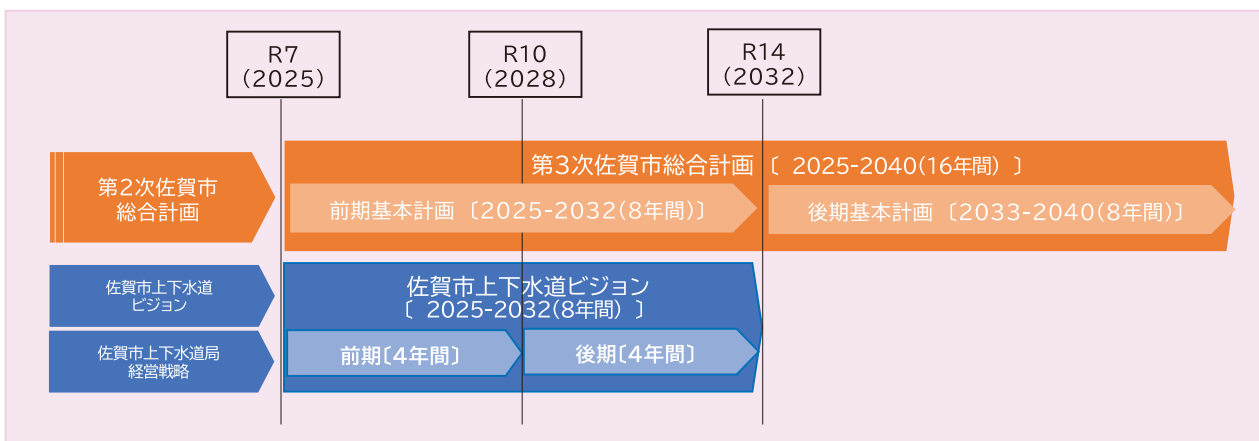


図4 上下水道ビジョンの計画期間

第2章 上下水道事業の概要

1. 水道事業

(1) 水道事業のあゆみ

水道事業開始以前の住民の生活用水は、藩政の初期に多布施川を改良し、嘉瀬川の清流を城下に導いて利用してきましたが、明治時代に入ると川の水質が徐々に悪化し、また伝染病の大流行もあり上水道布設の要望が高まりました。これを受け、本市の水道事業は、大正3年にさく井式水道の創設認可を受け、大正5年に給水を開始しました。

その後、人口の増加と生活環境の変化による大幅な需要量の増大により水源を河川水に求め、多布施川の両岸に神野浄水場・神野第2浄水場を順次整備し、地下水源を廃止していきましたが、水需要はその後も伸び続けるとの予測から、平成4年に佐賀東部水道企業団からの受水を開始しました。

平成17年10月には、市町村合併に伴い、旧佐賀市・旧諸富町・旧大和町の水道事業を統合し、新たに佐賀市水道事業として発足しました。また、平成27年度末に市営の簡易水道事業及び飲料水供給施設を水道事業に統合しています。

令和2年には久保田町の水道事業を本市の給水区域とし、現在の計画である計画給水人口201,500人、計画一日最大給水量を91,700m³とする水道事業認可変更を行いました。

(2) 事業の現況

令和5年度末の給水人口は約19.5万人であり、令和元年度末(久保田町含む。)との比較では1.4%減少しています。また給水普及率は0.2%増加しています。

表1 給水人口と普及率

項目	行政区域内人口 (人)	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	給水普及率※ (%)	
令和元年度末	231,896 (231,896)	195,630 (203,386)	189,754 (197,510)	97.0 (97.1)	
※久保田地区は令和2年度事業統合、カッコ内数字は久保田町含む					
令和5年度末	227,066	200,295	194,816	97.3	
内訳	佐賀地区	159,742	159,742	158,795	99.4
	諸富地区	9,778	9,778	9,778	100.0
	大和地区	23,315	22,882	18,606	81.3
	富士地区	3,195	546	290	53.1
	三瀬地区	1,106	—	—	—
	川副地区	14,943	—	—	—
	東与賀地区	7,640	—	—	—
	久保田地区	7,347	7,347	7,347	100.0

(3) 給水区域

佐賀市行政区域のうち、佐賀地区、諸富地区、大和地区の一部、富士地区の一部及び久保田地区を給水区域として事業を実施しています。なお、川副地区及び東与賀地区は佐賀東部水道企業団の給水区域となっており、三瀬地区に給水区域はありません。

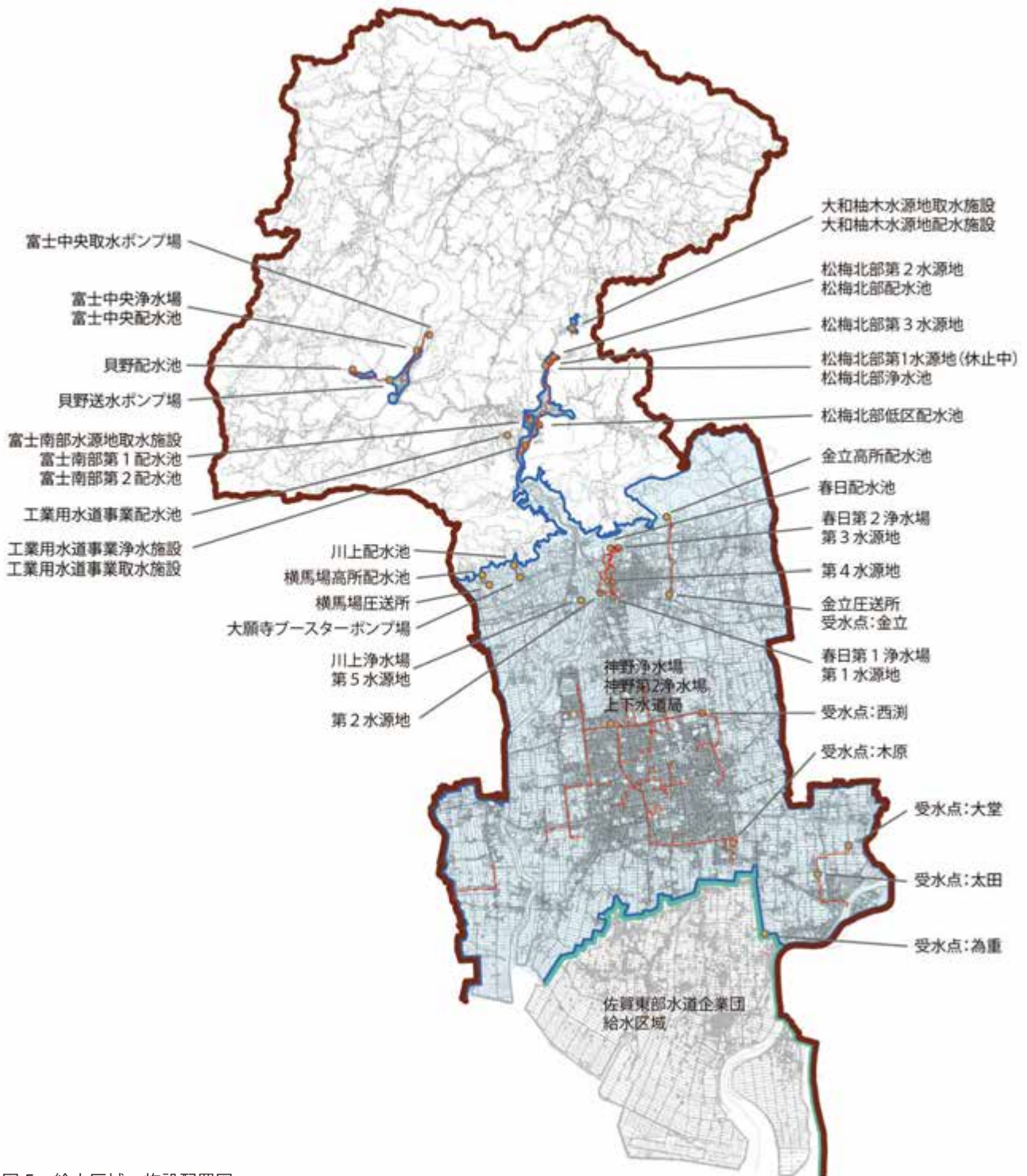


図5 給水区域、施設配置図

(4) 施設の概況

表2 水道施設の概要（令和5年度末現在）

項目	内容		
	名称	施設能力 (m ³ /日)	
水源	表流水	神野浄水場	50,000
		神野第2浄水場	35,000
		2か所	85,000
	ダム・湖沼水	富士中央浄水場	585
		1か所	585
	地下水	春日第1浄水場	2,920
		春日第2浄水場	2,380
		川上浄水場	2,310
		大和柚木水道施設	24
		松梅北部水道施設	192
		富士南部水道施設	108
	6か所	7,934	
	受水 (協定水量)	佐賀東部水道企業団 用水供給	38,342
佐賀西部広域水道企 業団用水供給		2,814	
2事業体		41,156	
配水池	17池 容量 36,330m ³		
取水・導水管	約 3.2km		
送水管	約 8.4km		
配水管	約 1,101.4km		



神野浄水場



神野第2浄水場



川上浄水場



春日第1浄水場



春日第2浄水場



富士中央浄水場